

変更前	変更後	説明
<p><b>前文</b></p> <p><del>子どもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在であり、す。</del></p> <p><del>子どもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切に作る心や他者を尊重する心、社会性を養い、成長していきます。</del></p> <p>みよし市で育ったみよっ子は、<del>私たちの宝であり、</del>私たちのまち「みよし」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めると、<del>私たちは信じています宝です。</del></p> <p><del>みよし市では、これまでも様々な施策を通じて、次代を担う子ども自身が、今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、心身ともに健やかに成長するように努めてきました。</del></p> <p><del>一方で、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもをめぐる多様な課題が新たに生じてきています。これらの課題は、子どもの権利とも深く関わっています。</del></p> <p>みよし市では、<del>今後</del>子どもが子どもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参画し、夢を持って生きていくことができるよう、<u>子どもと対話をしながら一緒に考えていく社会を形成していきます。</u></p> <p><del>このような「子どもまんなか社会」をみよし市が実現するには、全ての子どもがおとなと同等に権利の主体として尊重されることが大切です。子どもに関わるすべての人が連携、協働しながら、子どもの権利を守り、健やかな成長を支えるまちづくりが必要と考え、この条例を制定します。</del></p>	<p><b>前文</b></p> <p>みよし市で育ったみよっ子は、私たちのまち「みよし」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めてくれる<u>宝です。</u></p> <p><u>子どもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。子どもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切に作る心や他者を尊重する心、社会性を養い、成長していきます。</u></p> <p><u>未来を担う子どもが安心して、心身ともに健やかに成長するために、全ての子どもが大人と同様に権利の主体として尊重されることが大切です。</u></p> <p>みよし市は、子どもが子どもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参画し、夢を持って生きていくことができるよう、<u>子どもと対話をしながら一緒に考えていく社会を形成していきます。</u></p> <p>子どもに関わるすべての人が連携、協働しながら、子どもの<u>権利を守り、健やかな成長を支え、子どもの笑顔が輝き、ずっと住みたいと思ってもらえるまちを目指し、</u>この条例を制定します。</p>	<p>・子どもの権利を主眼に、条例の趣旨等が明確に伝わりやすい様、より簡潔な文面に見直します。</p>
<p><b>(市の役割)</b></p> <p>第9条 市は、子どもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、子ども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう、次章に掲げる取り組みその他必要な取り組みを計画的に行います。</p> <p>2 市は、子育て中の保護者を支援するため、特別な支援や配慮、社会的養育を必要とする子どもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援に努めるものとします。</p>	<p><b>(市の役割)</b></p> <p>第9条 市は、子どもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、子ども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう、次章に掲げる取り組みその他必要な取り組みを計画的に行います。</p> <p>2 市は、子育て中の保護者を支援するため、特別な支援や配慮、社会的養育を必要とする子どもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援に努めるものとします。</p> <p><u>3 市は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。</u></p>	<p>・市は子どもに関する施策が確実に遂行できるよう、必要な財政措置を行う旨を追加します。</p>

<p>(切れ目のない子育て支援)</p> <p>第 11 条 市は、誰もが安心して子どもを生き育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な支援に努めます</p>	<p>(切れ目のない子育て支援)</p> <p>第 11 条 市は、誰もが安心して子どもを生き育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階<u>において状況に応じ必要とする切れ目のない支援</u>に努めます。</p>	<p>・条文のポイントとなる「切れ目のない」の文言を追加します。</p>
<p>(安全、安心な環境づくり)</p> <p>第 12 条 市は、犯罪、事故、災害、その他子どもを取り巻く有害、危険な環境から子どもを守り、子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めます。</p>	<p>(安全、安心な環境づくり)</p> <p>第 12 条 市は、犯罪、事故、災害<u>及び</u>子どもを取り巻く有害<u>又は</u>危険な環境から子どもを守り、子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めます。</p>	<p>・文意が伝わりやすい様、追加します。</p>
<p>(虐待やいじめへの対応)</p> <p>第 13 条 市や学び・育ちの施設、地域住民は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないように、予防や早期発見に努めます。</p> <p>2 市や学び・育ちの施設は、子どもが虐待やいじめにあったときは、子ども<u>の権利</u>を守るために関係機関と協力して適切に対応します。</p>	<p>(虐待やいじめへの対応)</p> <p>第 13 条 市や学び・育ちの施設、地域住民は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないように、予防や早期発見に努めます。</p> <p>2 市や学び・育ちの施設は、子どもが虐待やいじめにあったときは、子どもを守るために関係機関と協力して適切に対応します。</p>	<p>・本条の趣旨は、虐待やいじめから身体・生命を守ることであり、「権利」という遠回しな表現を改めます。</p>
<p>(子どもの居場所)</p> <p>第 14 条 市は、子どもの多様な要望を<u>満たし</u>、子どもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしく<u>ま</u>ごすことができる居場所の充実に努めます。</p>	<p>(子どもの居場所)</p> <p>第 14 条 市は、子どもの多様な要望を<u>踏まえ</u>、子どもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしく<u>過</u>ごすことができる居場所の充実に努めます。</p>	<p>・子ども未来会議の意見に基づき「満たし」を「踏まえ」に変更します 「すごす」を漢字標記に改めます。</p>
<p>(子どもの貧困対策)</p> <p>第 15 条 市は、家庭の経済状況に因らず、<u>社会から孤立することのないよう</u>、子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に取り組めます。</p>	<p>(子どもの貧困対策)</p> <p>第 15 条 市は、家庭の経済状況に因らず、子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に取り組めます。</p>	<p>・貧困の弊害が必ずしも孤立ではないため、「社会から孤立することのないよう」の文言を削除します。</p>
<p>(子どもの意見表明)</p> <p>第 17 条 市は、子どもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の程度に応じ意見を表明し、適切に反映される環境の整備に努めます。</p> <p>2 市は前項に基づいて、小学生、中学生、高校生その他の子どもによる、みよし市子ども会議を開催します。</p>	<p>(子どもの意見表明)</p> <p>第 17 条 市は、子どもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の程度に応じ意見を表明し、適切に反映される環境の整備に努めます。</p> <p>2 市は前項に基づいて、小学生、中学生、高校生その他の子どもによる、みよし市子ども会議を開催します。</p> <p><u>3 市は、年齢や発達、疾病等の理由により、意見を表明することが困難な子どもの意見をくみ取るよう努めます。</u></p>	<p>・子ども未来会議で、意見が言える子の意見だけ聞いても不十分との意見に基づき、第 3 項を追加します。</p>